

第4回甲賀市人権尊重のまちづくり審議会 会議録

開催日時	平成28年(2016年)11月10日(木)午後2時00分から午後4時00分まで
開催場所	碧水ホール 2階 会議室
出席委員	真山達志会長 西村泰雄副会長 小松多喜子委員 奥野麻美子委員 古谷兼一委員 立岡勇一委員 清水達久委員 辻本仁士委員 田村幸代委員 藤井貞子委員 増田福永委員 【11名出席】
事務局	市民環境部 保井部長 藤村次長 人権推進課 地平課長 廣岡参事 藤村課長補佐 松下課長補佐 森地係長
会議次第	1. あいさつ 2. 協議事項 甲賀市人権に関する総合計画(素案)について 3. その他 今後のスケジュールについて 4. 閉会
会議資料	資料: 甲賀市人権に関する総合計画(素案) 参考資料: 「甲賀市人権に関する総合計画(素案)」第3回審議会後の委員からの 意見・提案まとめ
会議内容	開会 開会あいさつ 甲賀市市民憲章唱和 1. あいさつ 真山会長 あいさつ 2. 協議事項 甲賀市人権に関する総合計画(素案)について 会 長: 事務局より説明願います。 事務局: 資料により説明 会 長: 本日は、計画素案の全体についてご確認いただくことになっている。その中でも特に、「基本理念」、分野別の取組、目標値についてご意見をいただきたい。 委 員: 56ページの「計画の視点」の中で、子ども達に関わる部分の表現として②「みんなで学び取り組む計画」に「市民・企業・事業所～」とあるが、子ども達自身も含めて学校教育や保育指導に関わることも含めた状況で考えると、「市民」に含めて考えるのでよいか。56ページに「子ども」という文言を入れてはどうか。 58～59ページは子ども達への教育や指導に関わって、自尊感情という言葉を書いている。就学前や学校教育では自尊感情を育む取組をしていた

だいているが、特に家庭の中で基本的な自尊感情が大きく育つと思う。例えば 59 ページ最初の「～いのちや人権を大切にする豊かな心を育む～」のところに「また、自尊感情を育む～」という言葉を入れ、「家庭教育ができるように努めます」という文言を追加してはどうか。

委員：「行政」に教育機関や保育機関も含めていると説明があったが「行政」にまとめてよいのか。子ども達については「市民」の中に含まれば意味は通じる。

事務局：子どもは、市民の中に含まれると認識している。また、58～59 ページに「自尊感情」という言葉を入れてしまうと、重複する可能性がある。

委員：学校での取組は評価や褒めたりして社会的自尊感情を育てることだが、生まれた時から、愛され育てられてすべてを受容されながら、基本的な自尊感情は、やはり家庭で培われていくと思う。むしろ、就学前や学校で自尊感情を書くのであれば、基本的な自尊感情は家庭で培われるという意味で申しあげた。

会長：自尊感情に相当する言葉は入っているので、ご発言の趣旨はくんでいるということをお願いしたい。

委員：58～61 ページ「家庭」「就学前」「学校」「地域」の後の⑤「企業」と⑥をカットされて、次に「啓発」となっている。人の成長を考えて「家庭」から出発して地域社会へというのは分かるが、57 ページには「企業・事業所」があるが役割が書いていない。60 ページでは「いじめやいやがらせ、パワーハラスメント等」が抹消されてしまって、どこにも記載されない状態になっている。

「人権に関わりの深い特定職業従事者への研修等」について、「研修」は啓発ではなく教育の分野だと思う。

事務局：人権教育と人権啓発は定義されているが、どう分けるか難しい。企業内部で取り組んでいただくための啓発という意味で人権啓発に企業を入れた。60 ページの削除している箇所については、現状の認識ということで、その部分を 61 ページの④「企業等・事業所への啓発」の課題として取り組むこととしている。

「人権に関わりの深い特定職業従事者への研修等」についても、人権教育と人権啓発と別に、例えば④として別に記載するなど検討したい。

会長：今の「人権に関わりの深い特定職業従事者への研修等」は、扱いを検討していただきたい。

委員：43 ページ下から 5 行目「～これまでの特別施策から一般施策への移行を進めてきました。しかし、～引き続き一般施策の中で～」のしかし以後の「一般施策の中で」は書く必要があるか。

45 ページの【主な課題】で「～心理的差別の解消に～」とあるが、「結婚や就職における差別の解消～」で良いのではないか。

67 ページの丸の 2 つ目「就労や生活等のさまざまな相談に対し～」のところも「一般施策の中で」は不要ではないか。

事務局：同和問題については、従来の特別施策の認識をお持ちの方もおられるので、「一般施策」と書くことによって、この計画が何をもって問題を解

決しようとしているのかが、よりはっきりするのではないかと考えている。

会 長：確かに一般施策であることは当たり前なので、あえて書く必要はないのかもしれない。

委 員：事務局で検討していただきたい。

事務局：45 ページの「心理的差別」については意識調査の分析として、まだまだ心理的差別の解消が課題であるということを受けて、【主な課題】の中にこのように書いているが、あえて「心理的」と書く必要はないとのご意見なので検討したい。

委 員：意識調査は心理的な部分が出てきたが、実態としてあるのだから「心理的」はないほうがいいと思う。

事務局：現状の課題としては「心理的」だけではないというご指摘なので、それも含めて再度検討したい。

会 長：「就職や結婚における心理的差別」というのは、おそらく実態的な差別も伴っており、心理的だけで実態がないということは、多分あり得ない。あえて「心理的」な面だけを強調するのは、確かに良くないという気がする。

事務局：削除することとしたい。

会 長：行政的な立場からすれば、特別施策はなくなっても一般施策できちんとするということを強調したい気持ちがここに現れていると思う。しかし、立場が変わると、あえて一般施策でという区別をいまだに強調するのはどうか、という考えもあると思う。そこはご発言の趣旨をくんで検討いただきたい。

委 員：42 ページの【主な課題】の中の3つ目「いきいきと生活～」という修正案だが、「いきいきと」とすると、何をということが分からない。障がいのある人が健康維持やスポーツに取り組むことで、社会参加にも繋がると思うので検討していただきたい。

会 長：修正前は何だったか。

事務局：「いきいきと」という言葉がない状態でした。雇用就労や健康維持を記載したほうが良いか。

会 長：雇用就労、健康維持は結構具体的なことになる。

委 員：今までも具体的でない言葉で記載してきたと思うが、なかなか進んでおらず、もっと具体的に入れたほうが認識しやすいと思う。

会 長：どのくらいまで具体的な表現にするのか。例えば、後で分野別の取組で障がいのある人の人権に関して、具体的な取組が出てくる。課題の中でどこまで具体的に表現するかだと思う。

事務局：「いきいきと」を「健康で」とし、「安心して健康で生活や交流ができ～」という表現にし、健康面を受ける形で、健康を維持するためのスポーツ等を 66 ページに書き込んではどうか。

委 員：66 ページにスポーツに関わる視点を入れてほしい。

事務局：【主な課題】のところは「健康」という言葉を入れて、具体の施策に繋がるところは 66 ページでスポーツや文化活動という余暇活動に繋がら

れるような表現を入れるよう整理をしたい。

会 長：「いきいきと」を追加していただいたが、抽象的でどういう状態を言っているのか色々な解釈ができてしまうので、「健康」等、具体的な生活の質をどういう要素で見ると、もう少し分かるような表現に変えることにして、心身ともに健康であるという意味でスポーツや文化活動、或いは余暇活動等も含めた取組を 66 ページの個別の分野別のところ追加するよう検討いただければと思う。

委 員：53 ページの③「刑を終えて出所した人の～社会復帰につなげるための啓発を積極的に推進する必要があります」とあるが、社会復帰につなげる目的意識を持って生活するために、雇用窓口を広げると良いと思うので、「雇用窓口」を追加してはどうか。

事務局：69 ページに刑を終えて出所した方の雇用につながるような支援について入れていけばと思う。分野別計画で、甲賀市就労支援計画があるので 69 ページの「その他のさまざまな人権問題」の中に必要であれば入れていきたいと思う。

委 員：69 ページのところは、関連する分野別計画は他にないのか。

事務局：どこまで記載するのは行政の中でも整理ができていない。関連する計画はどんなものがあるのか、庁内で確認していきたい。

委 員：もしも就労支援計画の中に「刑を終えて出所した人」が入っていれば、ここに書くことができる。もし入っていなければ、逆に入れていくことを市でやってもらわないといけない。

委 員：防災計画の中に高齢者や障がい者については念頭にあるが、外国語に対する対応がない。

雇用や就労となると、施策の中では当事者側で書いてあるが、雇用主である企業への雇用促進の部分については述べられていない。圧倒的多数を占めるところについて教育・啓発でしか訴えられていない実態がある。70 ページの「国・県・関係団体等との連携」の中に「企業人権啓発推進協議会」を書いたほうが良いと思う。

事務局：防災関連だが、地域防災計画の中に、避難行動要支援者についてどう取り組んでいくのか、計画にどう位置付けていくのかである。企業人権啓発推進協議会は、記載する方向で整理したい。

57 ページに企業・事業所の役割がある。そこに雇用の取組等で企業自身がすることがないと思う。記載できる範囲で検討したい。

会 長：57 ページの③の「行政」の役割の中で広い意味では入っているのかもしれないが、各企業や市民・団体等の取組を支援するという役割が行政にはあるが、それが書かれていない。実際には色々なことをしていると思うので、努力しているところに対しては支援をするということがあっても良いと思う。

委 員：69 ページの「その他のさまざまな人権問題」の 3 つ目の丸について、人権問題に気が付く人、気が付かない人がいるので、表現はそのままが良いと思うが、客観的に見て色々な人権問題の課題もあるので、「新たに意識される」というところをもう少し簡単に客観的な表現にしても良

いと感じる。

事務局：例えば「今の社会情勢や生活環境の変化等に伴う新たな人権問題についても」のように修正したい。

委員：キャッチフレーズを入れた総合計画というのはどうか。

事務局：よくあるのは、〇〇計画で～〇〇を目指して～というのがある。

委員：これを見た時に、硬い文章で誰も読む気にならないように、何か面白さを入れたら良いと思う。例えば、表紙に「甲賀市人権に関する総合計画」の次に「～かがやき幸せとあふれる愛がつながるまちを目指して～」のようなサブタイトルを入れるのはどうか。

事務局：今の段階では硬い部分でご議論いただいているが、最終的には概要版の作成やホームページにアップした時に、サブタイトルを出すことは問題ないと思う。出し方のひとつとして検討したい。

委員：この計画は、最終的に冊子にしてどの程度まで渡されるのか。市民にはダイジェスト版になるのか。それならサブタイトルを入れても良いと思うが、ほとんど関係者しか見ないのであれば、あまり必要ない。できるだけ多くの人に渡して欲しいという思いはあるが、現状での事務局の方向性を聞かせて欲しい。

事務局：一般的な話になるが、最終的には語句の説明を入れ、後ろに資料を付け製本していく。配布先は議会、市役所内部、関係団体である。市のホームページでも各計画を掲載するので、市民の皆さんに内容を具体的にみていただくのは、そのようなところになる。また、図書館や地域市民センターの情報公開コーナー等に計画書を配置する。

委員：簡略なものでもよいので、できるだけ市民に知ってもらうことが大事である。

委員：講演等に使える資料にするのが一番良い。

事務局：市民の皆さんには概要版に触れていただくことになると思う。更に見たいという時に、色々な方法で見られる仕組みになる。

人権推進課で啓発教材を作っているので、そこに入れるなどし、ひとつの人権教育啓発の教材になれば、すごく意味のあるものになると思う。

委員：65ページの「高齢者の人権」では、地域力を高めることが大事になってくる。これから超高齢化社会に入り、行政や関係機関だけでは高齢者を支援していくのは難しい。高齢者の権利擁護、介護予防と書いてあるが、どういうふうにしていくのか説明して欲しい。地域力を高める取組が大事だと思うが、書いていなくてもよいのか。

事務局：上の段の丸の2つ目の地域包括ケアシステムになる。《事業や制度》は、人権の総合計画という視点の中で考えていくべきことなので、高齢者の介護や暮らしについては本来、高齢者計画の中の取組になる。そこへのつながりは、上の丸に書いているという考え方である。

委員：子どもの人権や学校教育の現場で、虐待や子どもの貧困についてよく問題にはするが、日々対処に追われているのは不登校の問題である。そのことに対する支援があまりない。不登校は社会的ひきこもりにつながっている。そういうところは全然書き込めていない。関係機関と連携を持

てるというのであれば、どこかに書き込めないか。

委員：私は社会的ひきこもりの当事者や家族支援をしているが、専門的な取組をされている方が色々と分析されている中では、不登校から学校の籍が外れた時点まで、それをずっと引きずっているのは20～30%で、あとは社会に出てからのひきこもりである。子どもの分野では書いてもらえばいいが、ひきこもりになると違う分野になる。高齢者のひきこもり等、色々な状況があるのでどうするのか、非常に気になる。

事務局：ひきこもりに関しては、色々な原因があると思う。学校でのいじめが原因の方もいるし、また別の理由もあるし、単純に不登校ではくくりにくいところがある。教育委員会としても不登校の実態が相当あることは分かっているが、原因が掴めていない。

委員：それであれば、「子どもの人権」のところに「不登校」と限定して、「その他のさまざまな人権」のところに「社会的ひきこもり」を入れるのはどうか。

事務局：「不登校」は、36ページの【主な課題】に列記している。それを64ページの「子どもの人権」に入れていくことになると思う。《教育・啓発》《相談・支援》《事業や制度》のところに、具体的に書き込んでいくのか、もしくは2つ目の丸に「不登校」という文言も関連付け支援を行うことにつなげていくという考え方もできる。子どもの学ぶ権利にも当然つながってくる。大人の社会的ひきこもりについてどう整理するのかは、行政でもできておらず、どこに入れていくのか課題がある。福祉関係とも調整して整理したい。

委員：不登校について、全員が全員そうではないが、軽度の発達障がいなどが原因の子がいる。大人の方でもそういう方がおられる。まだまだ知られていない。

会長：「ひきこもり」という概念は、議論してきたものとは次元が違うので、どこかにうまくはめ込めないか。

委員：色々な背景がある。

事務局：それぞれの原因によってはアプローチの仕方が違う可能性もある。ひきこもりだからと言って、同じアプローチはなかなかできない。そこで従来の分類では書ききれないところがある。ひきこもっており生活できない、だからどうするのかという課題で生活支援課になる。

委員：不登校にしてもひきこもりにしても、実態的には大きな課題として横たわっていた。それを総合計画の中に入れるにしても、色々な原因があつて、それをまとめるのは大変難しい状況である。確かに人権に関わる大きな課題としてあることは否めないし、そういう部分で入れることは難しいが、かなりのウエイトを占めていることは実態としてある。

事務局：今日の審議会の議論としては確実に課題としては残るので、認識はしていきながら、この計画の中にどう位置付けていくのかは、再度整理をしたい。

委員：69ページの丸2つ目で認識しているのではないか。

事務局：社会的ひきこもりは、高齢化も含めて大きな社会問題になっていると思

う。個人の責任にしていたところがあると思うが、社会問題として取り上げていくべき問題だと感じている。

会 長：今検討しているような形での計画の背景や組み立ての中では、ひきこもりという項目をあげて論ずるとか何か対策を立てることは、この枠組みでは処理しきれないと思う。しかし、ひきこもりに限らず、今後、色々な社会問題が出てきて、その中には当然人権が深く関わるものが次々に発生することは、当然考えないといけない。そういうことに対しても迅速に的確に対応していくということは、計画の趣旨としては当然あると思う。例えば、ひきこもりのように、従来の人権施策の体系だけでは対処しきれないような社会問題が、今後も発生してくる。それに対して行政としてはきちんと対応していく努力をするということを書くとしたら 54 ページだと思う。問題意識としては持っており、対応していくという覚悟があることは書けると思う。どういう表現が良いのかはすぐに思いつかないが、もちろん、いじめ等の具体的な側面で捉えるのであれば、教育や子どもの人権で取り上げることはできるが、ひきこもり全般を捉えるとなると、従来枠組みでは対応しきれない。そういう意味では今後の課題として、行政の仕組みの中でどう対応していくのかは、常に社会の動向に合わせて検討していく必要はある。

現時点でのまとめとして、色々ご意見を伺ってきて、一部修正や検討するという宿題もいただいた。庁内での議論でそれを検討してもらおうということが示された。このような整理で、審議会としては、今日の素案をお認めいただけるか。

委員一同：(異議なし)

会 長：それでは、審議会としては、これで素案をお認めいただいた。

3. その他

今後のスケジュールについて

会 長：事務局より説明願います。

事務局：説明

12月1日の人権尊重のまちづくり推進本部本部会の議論によって、もう一度12月6日に審議会を開催します。

4. 閉会

西村副会長 あいさつ